

令和4年度第2回都道府県医師会長会議 (TV会議)



会長 安里 哲好

令和4年度第2回都道府県医師会長会議

日 時：令和4年11月15日(火)
午後3時00分～5時15分
場 所：日本医師会館(※TV会議システム使用)

次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事
 - テーマ：「医療従事者の安全を確保するための対策について」
 - ① Bグループによる討議
進行：森本紀彦島根県医師会長
 - ② 全体討議
 - ③ 同テーマについて事前に寄せられた都道府県医師会からの質問に日本医師会執行部が答弁
4. 報 告
 - ・地域における面としてのかかりつけ医機能
～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～(第1報)
5. そ の 他
6. 閉 会

松本吉郎日本医師会会長挨拶

現在、第8波に入ったとされているが、会員の先生方には年末年始を含めて発熱外来の拡充や地域医師会による自宅療養体制の充実、病床確保やワクチン接種の推進について特段のご協力をお願いしたい。また、会員の先生方には診療検査医療機関ではなくても季節性インフルエンザの患者を対面でしっかりと診療していただきたいのでよろしくお願い申し上げる。

ご承知の通り大阪府、埼玉県において患者及び医療従事者の安全生命を脅かす重大な事件が相次いで発生した。これを受けて、医療現場、訪問診療などに携わる全ての医師、医療従事者の安全確保対策を検討するため、日本医師会は会内に「医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会」を設置し、警察庁、厚生労働省の関係機関とともに議論を重ねてきた。本年7月に対策6項目(①医療従事者の危険察知能力の醸成のための研修会等が必要であること、②応召義務に対する正しい理解を得るための周知を行うこと、③医療従事者の相談に対応できる相談窓口を設置すること、④事件が起こった或いは起きそうな場合に備えて警察との連携構築が重要であること、⑤地域における危険情報の共有が可能なネットワークを構築すること、⑥各医療機関において防犯対策を行うこと)が提案された。また、委員会の議論の中では、医療従事者に現実に危険が差し迫った状況下では警察による緊急な対応が必要であるとの意見が繰り返し出されている。これを受けて、日本医師会では警察庁長官に対して、各都道府県医師会と警察との間で、緊密な関係構築に協力を求める文書を発出したところ、警察庁からは各都道

去る11月15日(火)、都道府県医師会長会議(TV会議)が開催された。

今回のテーマは「医療従事者の安全を確保するための対策について」Bグループ討論及び全体討論が行われた後、日医執行部への質問に対する答弁が行われたのでその概要を報告する。

当日は釜范常任理事の司会進行で進められ、まず会次第に沿って松本会長挨拶より以下のとおり挨拶があった。

府県警察に向けて本件に関する周知文書をただちに発出してもらった。都道府県医師会の先生方においては、警察と関係性の構築に向けて更なるご協力をお願いしたい。

医療とは医療従事者と患者の信頼関係で成り立つものであり、安全安心が確保された医療現場、ひいては患者さんにとっても安心安全な医療を受けられる基盤となる。このことを国民全体で理解して、その信頼関係を構築するためには患者はもとより医療関係者を含む様々な立場から、より一層の取り組みが求められる。本日は今回のテーマについて忌憚のないご意見をよろしくご申し上げる。

議事

テーマ「医療従事者の安全を確保するための対策について」

進行：森本紀彦島根県医師会長

B グループ参加：青森県、茨城県、神奈川県、
長野県、京都府、島根県、
愛媛県、大分県

① B グループによる討議

森本 B グループ議長の進行の下、議事が進められた。

B グループのテーマに対する意見要旨は以下のとおり。

○茨城県医師会

医師会が取り組むべき重要事項は、「危機察知能力の醸成」と「警察との連携構築」であると考えている。本県では医療従事者の安全を脅かすような事例を把握するため会員施設宛にアンケート調査を行った。この結果を参考に警察と連携を構築していきたい。

○神奈川県医師会

本会と神奈川県警は数回意見交換を行って関係を構築している。先生方の地域における所轄警察署の電話番号と住所が掲載されたリストを郡市区医師会に送っており、何かあった際に各医療機関に配布するよう指示を出している。

また、今後は刑事法令に抵触する行為（例：暴行罪、傷害罪、侮辱罪、威力行為妨害罪等）

の具体例等を確認し、危機察知の醸成に向けた検討を進めて行く予定である。

○長野県医師会

医療機関によっては医療安全委員会が設置されていないところもあるので、医師会としては温度差を埋めるために、それぞれの医療機関に合った院内暴力対策マニュアルの作成等が必要であると考えている。

○愛媛県医師会

医療従事者の安全を守っていく積極的な心構えとして、①求められる医療水準を超えて究極まで医療の質を高めるために研鑽すること、②患者満足度を高めることだと考える。

○大分県医師会

大分県医師会警察医部会の他に具体的な対策等を協議する「大分県医師会・大分県警察連絡協議会」を設置している。銀行にあるような通報装置「110 番非常通報装置」の設置を検討しているが、実際にはまだ動いてはいない。

②全体討議

主な意見は以下のとおり。

○熊本県医師会

過去に医療機関において反社会的勢力による問題が起きたが、警察 OB を雇用して対応したところ少なくなった。

○鹿児島県医師会

本県では県警と連携を取りながら、会員向け講演会を実施しているが、全国の事例について情報共有はされていないようである。

○沖縄県医師会（安里会長）

本会には警察医部会があり、年に 1 回検案事例のレベルアップ等の研修、大学の教授を招聘した研修等により蜜になる連携を持っている。今回の医療従事者の安全確保に関しての内容を議論したことがないので、現在沖縄県医師会では会内委員会を立ち上げて準備を進めている。

○松本会長

先程の討議をまとめると、①医師会と警察との日頃からの連携、情報共有と相談、そして

万一の場合にすぐ駆けつけてもらえる体制を構築していくかということ、②会員や医療従事者が被害を受けないために知識を学んでもらう、③防犯関連で効果の高い資機材等あるいはサービスの導入費の調達、④患者・国民にも常識ある受診行動をいかに守ってもらうかという点をあげていただいた。直接的な防犯対策を議論するばかりでなくて、医師、医療提供者側からも患者さんとの向き合い方を見直して、より良い関係性を構築していくために、さらなる研鑽をする必要があると思う。今期の日本医師会の委員会では様々な取り組みを土台にして検討してほしい。また、今日のような全国的な連絡会議を必要であれば開いていきたい。

○茂松茂人副会長

Twitter とか SNS に載った誹謗中傷を消したくてもできない場合がある。これに対しては日医で対応窓口をつくるのか検討しているところである。

○茨城県医師会

今回、診療所や在宅での事件が起きた。本県の調査を見ても診療所では対応ができないことが多く見られ、診療所で警察 OB の方を置くというわけにもいかないので課題がある。

○東京都医師会

最近都内の医療機関で医師が患者に刃物で襲われた事件があった。襲われた先生は次の日もまた来るのだろうかと不安になっている。再び来る時はどうするかが課題である。専門的な危機意識を持った支援組織等の会社と契約してそこで対応してもらうことが現実的だと考える。

○埼玉県医師会

大阪の事件は全く予見できないような状況だと思う。埼玉の事件は予見ができたはずだが、残念ながら事件が起きてしまった。予見できるものには相談窓口を使うことが重要である。しかし、全く予見できないことに対しては、逃げ道を作る等、何か考えなければいけないと思う。日医において緊急事態における対応事例をまとめて知らせていただきたい。

③テーマについて事前に寄せられた都道府県医師会からの質問に対する日本医師会執行部答弁

予め寄せられた質問に対して、細川常任理事よりそれぞれ答弁が行われた。

○北海道医師会

「医療従事者の安全を脅かす可能性を判断するための基準作りが必要。また、危険行為が予知される場合に警察の介入を依頼するシステム整備が必要と考える」

現在、医療従事者にどのように危険察知能力を身につけてもらうか検討を進めているところである。専門家や民間のセキュリティ関連の事業者などからも助言を受け、可能であれば今年度中に医療従事者の安全管理に関する都道府県医師会連絡協議会を開催して、この中に研修会のモデルになるような講習を取り入れていきたい。また、警察とは日頃から顔の見える関係を構築していくことが最も有効的と考える。そのためには、各地域の医師会と警察本部が協議の場を設置していただくことが必要であると考え

○栃木県医師会

「各都道府県医師会において警察との連携等を含めてどのような対策をしているのか情報提供をいただきたい」

4月に実施した医療従事者の安全確保対策及び実施状況に関する調査の結果は、本年8月に都道府県医師会に報告している通りである。現在計画中の担当理事連絡協議会において回答した医師会には具体的な内容について紹介してもらう予定である。この調査結果において、警察に求める支援の内容についても回答があったので、今後の警察庁との意見交換の中でも参考にしていきたい。

○大阪府医師会

「議員立法による医療従事者安全確保法の法制化に向けた進捗状況と実現可能性についてご教示いただきたい」

本年2月に医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会を開催し、その中で医療従事者の安全確保を目的とする法律を日本医師会の

組織内候補などの力を借りて立法できないかという意見が出された。深く議論されることはなかったが、患者側にある程度の責務を課すのか等、明らかにしておかなくてはならない点は多岐にわたる。

○広島県医師会

「今回の悲惨な事件を顧みたと時に銃刀法をはじめ法律の改正が必要と考える。また、医療従事者の安全を確保するためには医療従事者への啓発だけでなく一般に対する啓発も必要と考える」

確かに事件が起こった後から見ると、結果を防ぎ入れた1つの対応策であるが、どの程度の危険が認識されたのか、警察から情報提供してもらった方がいいのか等、安全確保と市民のプライバシー保護をどのように両立していくのか慎重な検討が必要と考えている。

○山口県医師会

「応召義務については、令和元年12月25日付、医政発1225第4号にて、患者の迷惑行為がある場合には、診療を行わないことが正当化されることを医療従事者、国民に十分に広報するよう日医から働きかけてほしい。」

信頼関係に基づく医療を提供するためには、医療提供者と患者の双方がそれぞれ義務責務を果たすことが前提となっている。これまでは患者の権利が注目される一方で、あまり意識されてなかった。今後は医療を受ける際に正しい受診の仕方、マナーの向上などについて啓発をしていく努力もする必要があると考えている。既にいくつかの県医師会では啓発用のポスターの作成をしている。医療提供側からの訴えだけでは限度もあり、厚生労働省など公的第三者機関からの呼びかけの方が良い効果が期待できると考えている。

○愛媛県医師会

「医療従事者自身の自己改革と意識の底上げを図り、傷害事件が起きにくい医療環境に変えていくことを具体的にアクションしてはどうか」

医療提供者と患者とは時には権利と義務の衝突や対立的な側面で捉えがちであるが本来は双方に同じ方向を向いて、病と戦う或いは病と向

き合う同士である。遠回りになるかもしれないが、医療従事者と医療を受ける側の双方に意識を訴えていく活動は防犯対策と並行して、是非とも取り組んでいきたいと考えている。

○長崎県医師会

「日医において迷惑行為（暴言・暴力）に対する対策などの動画やビデオを作成してほしい」

日本医師会としてもビデオ教材のようなものについてはさらに取り組んでいく必要があると考える。厚生労働省のホームページに医療現場における暴力ハラスメント対策というコーナーの中に動画が掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

○鹿児島県医師会

「警察が介入できない事例をご教示いただきたい。また、応召義務について患者と医療機関・医師の信頼関係が破綻しているケースの具体的な事例を示してほしい」

警察庁からは刑法に抵触もしくは抵触しそうな相談があった場合には積極的に対応するよう指導している報告があった。現実にはなかなか警察が動いてくれないという話も散見している。どのような証拠があれば警察は動きやすいのか、日本医師会として情報収集し、全国の医師会にも共有を図っていきたい。また、令和2年12月25日付、医政局長通知だけでは説明として不十分なので、現在計画を進めている担当理事連絡協議会の場において、厚生労働省の担当者よりももう少し分かりやすい説明をお願いしたいと考えている。

○沖縄県医師会

「トラブル回避には防犯カメラの設置が効果的なので、カメラが普及できるように導入費用等の補助を設ける必要があると考える」

ご指摘の防犯カメラ等の録画・録音については万一の事件発生の際には証拠となるばかりではなく録画録音を行っているということにより、暴言暴力行為を起こそうとする衝動に対する抑止的な効果も期待できるかと思う。一方、診察室でカメラの撮影をするということについては患者のプライバシーの観点から撮影方法や

説明等について一層慎重な配慮が必要と考えている。また、機材や録音機器の導入費用についても補助金等の予算を準備するということが可能だが、今後当局にも申し入れをしていきたいと思う。

報告

「地域における面としてのかかりつけ医機能 ～かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて～（第1報）」

釜范常任理事より、去る11月2日に実施された定例記者会見の概要について報告した。日本医師会ではこれまで一貫としてかかりつけ医の普及に取り組んできたことや、コロナ禍等感染症有事においてかかりつけ医機能の課題が露呈されたこと等の経緯を説明した。さらに6月に閣議決定した骨太方針の中に「かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行うこと」と明記

されたことに対し、財政審の主張するかかりつけ医認定制度、事前登録等には反対姿勢を示すとともに、医療機関がかかりつけ医機能を発揮するためには、地域医師会がリーダーシップを取り、診診連携・病診連携のネットワークにおける面としてのかかりつけ医機能を発揮する必要があることを改めて主張した。

その他

「看護学校における教育体制の問題について」

釜范常任理事より、看護師の養成所における教員によるパワハラ報道について、このような問題があると生徒が集まらず退学者増加につながりかねないと懸念を示し、日本医師会では医療関係者検討委員会を中心に引き続き対応を検討していくので、都道府県医師会からは注意喚起をしていただきたい旨説明があった。

お知らせ

文書映像データ管理システムについて（ご案内）

さて、沖縄県医師会では、会員へ各種通知、事業案内、講演会映像等の配信を行う「文書映像データ管理システム」事業を平成23年4月から開始しております。

また、各種通知等につきましては、希望する会員へ郵送等に併せてメール配信を行っております。

なお、「文書映像データ管理システム」（下記URL参照）をご利用いただくにはアカウントとパスワードが必要となっており、また、メール配信を希望する場合は、当システムからお申し込みいただくことにしております。

アカウント・パスワードのご照会並びにご不明な点につきましては、沖縄県医師会事務局（TEL098-888-0087 担当：宮城・國吉）までお電話いただくか、氏名、医療機関名を明記の上 omajimusyo@okinawa.med.or.jp までお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

○ 「文書映像データ管理システム」

URL : <https://www.documents.okinawa.med.or.jp/Dshare/header.do?action=login>

※ 当システムは、沖縄県医師会ホームページからもアクセスいただけます。

